

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注									
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算				
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (459単位) (2) 区分5 (387単位) (3) 区分4 (312単位) (4) 区分3 (236単位)	×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (360単位) (2) 区分5 (301単位) (3) 区分4 (239単位) (4) 区分3 (188単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (149単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算					
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (299単位) (2) 区分5 (251単位) (3) 区分4 (201単位) (4) 区分3 (165単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (135単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算					
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位) (2) 区分5 (226単位) (3) 区分4 (181単位) (4) 区分3 (149単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (128単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算					
ホ 経過的施設入所支援サービス費 (別表のとおり)												
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。												
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)	×965/1,000										
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)							注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位				
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)											
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)											
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)											
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)	×965/1,000						8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)											
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)											
体験宿泊支援加算	(1日につき120単位を加算)											
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)											
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)											
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)											
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)											
口腔衛生管理体制加算	(1月につき30単位を加算)											
口腔衛生管理加算	(1月につき90単位を加算)											
療養食加算	(1日につき23単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×96/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×63/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×35/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1,000)							注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×21/1,000)							注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				